

小規模(300㎡未満)
新築建築物についても

確認申請や
工事届と一緒に
提出してください

届出の 提出をお願いします

令和5年4月1日確認申請提出分[※]～

※確認申請を指定確認検査機関に申請の場合は届出のみ石狩市役所（建築住宅課）へ提出してください。

Q.届出の対象はどの建築物ですか？

市が所管行政庁になるもので、床面積の合計が10㎡超300㎡未満の建築物です。
ただし建築物省エネ法第18条に該当する建築物・・・居室を有しないもの（例：自動車車庫、倉庫や畜舎など）、高い開放性を有するもの（例：スポーツ練習場など）、仮設建築物は提出不要です。

- 免除対象・・・以下の認定等を行った建築物は届出があったものとみなします。
 - ・北方型住宅の登録
 - ・長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画、建築物エネルギー消費性能向上計画のいずれかの認定を取得している建築物

Q.どうして届出制度を始めるのですか？

令和7年4月(予定)から全ての新築建築物に対して省エネ基準への適合が義務付けられます。
適合義務化により建築確認申請時に省エネ基準への適合状況がわかる書類の添付が求められるようになることから、法改正に向けた準備として、まずは届出書の提出をお願いするものです。

建築物省エネ法 改正内容	現在		令和7年4月(予定)～	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
中規模(300～2000㎡未満)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
小規模 (300㎡未満)	(説明義務)	(説明義務)	適合義務	適合義務

届出に関するお問い合わせ
石狩市建設水道部建築住宅課
☎ 0133-72-3141(直通)

届出の様式は市のHPから
ダウンロードできます

石狩市 省エネ届出 [検索](#)

省エネ住宅のメリットは裏面をご覧ください

今からはじめよう、省エネ適合住宅

省エネ住宅のメリット

メリット① 環境&家計に優しい



省エネ性能の高い家電や照明、効率の良い給湯器など最新の機器・設備を導入することでエネルギーの使用を削減でき、環境も家計もプラスに。また、太陽光発電などでエネルギーを作り出せば、さらに省エネです。

メリット③ 毎日の健康な暮らしを



断熱性能が高く暖かい住宅は、ヒートショックの防止、高血圧症の防止など、住まい手の健康作りにつながります。

メリット② 一年中快適な空間に



断熱性能が高いと部屋の中が均一に同じ温度に保たれ、一年中、24時間快適に過ごすことが出来ます。

メリット④ 災害時も頼りに



太陽光発電システムや家庭用蓄電池などを備えておけば、停電時や災害時など、もしもの時に頼りになります。

メリット⑤ 資産価値の維持に



一定の性能の有無は、将来の資産価値に影響する可能性があります。道では省エネ性能の確認書の発行が可能です。

※出典：国土交通省加筆

北方型住宅にすると、さらにメリットがあります

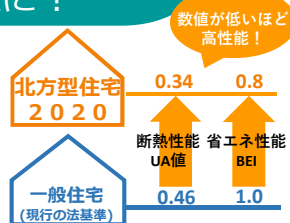


北方型住宅
キャラクター ホップ

北方型住宅とは・・・高断熱・高气密などの住宅性能だけでなく、住宅の履歴保管やBIS資格者による設計・施工などの安心面、さらに北海道らしい住まい方などにも配慮した豊かな住まいの基準です。

特長1 より快適に！

- 断熱性能がさらに向上
- より快適な室内空間が確保されます
- 結露やカビの発生しない空間ができます



特長2 より安全に！

- 耐震性能が1.25倍
- 大地震でも自宅が利用できます
- ブラックアウト等で無暖房でも一定の室温を確保します



特長3 よりエコに！

- 暖房などに係るエネルギーを大きく削減しています
- 光熱費をさらに抑え、家計にも地球にも優しい住宅です



特長4 より安心に！

- 基本性能や特長がみえる「住宅ラベリングシート」を発行
- 事業者情報を「きた住まいるメンバー」として確認できます



北方型住宅のメリットや詳しい情報はこちら

北方型の住まいLab

検索

